

様式第 1 号

宿泊税特別徴収義務者指定通知書		
		第 年 月 日 号
特別徴収義務者氏名（名称） 様 宮城県 県税事務所長 印 宿泊税条例第 9 条第 2 項の規定により、下記のとおり宿泊税の特別徴収義務者に指定したので通知します。 この指定により特別徴収義務者としての登録をしなければなりませんので、指定を受けた日から10日以内に、宿泊税特別徴収義務者登録申請書を提出してください。		
特別 徴 収 義 務 者	氏 名（名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名）	
	住 所 （ 所 在 地 ）	
施 設	宿 泊 施 設 の 名 称 又は氏名(名称及び 代 表 者 の 氏 名)	
	所 在 地	
	許 可 等 番 号	
指 定 の 理 由		

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(この処分について審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

受付印

宿泊税特別徴収義務者登録申請書

年 月 日

宮城県 県税事務所長 殿

宿泊税条例第10条第1項又は第2項の規定により、次のとおり申請します。

特別徴収義務者 (申請者)	氏名(名称及び代表者の氏名)												
	住所(所在地) 電話番号												
	個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載は、左端を空欄とし、ここから記載してください。											
	口座情報は特別徴収義務者交付金及び観光振興協力金の交付に用い、同意なくその他の目的に使用することはありません。												
	口座情報	支店名等	銀行 支店										
		口座名義人(カナ)											
		口座種別	普通・当座・()										
口座番号													
宿泊施設の営業許可等を受けた者	氏名(名称及び代表者の氏名)												
	住所(所在地) 電話番号												
施設	許可等番号												
	種別	☐ 旅館・ホテル ☐ 簡易宿所 ☐ 特区民泊 ☐ 住宅宿泊事業											
	(ふりがな)												
	宿泊施設の名称又は氏名(名称及び代表者の氏名)												
	所在地 電話番号												
	概要	客室数	室			収容人数	人						
	経営開始(予定)年月日	年 月 日											
共同事業者	氏名(名称及び代表者の氏名)												
	住所(所在地) 電話番号												
住宅宿泊事業における管理業者	氏名(名称及び代表者の氏名)												
	住所(所在地) 電話番号												
書類送付先	氏名(名称及び代表者の氏名)												
	住所(所在地) 電話番号												
備考													

※ 複数の宿泊施設を有する場合は、施設ごとに申請書を提出してください。

様式第 3 号

宿泊税特別徴収義務者登録通知書		
第 年 月 日 号		
特別徴収義務者氏名（名称） 様 宮城県 県税事務所長 印		
宿泊税条例第10条第 4 項の規定により、次の宿泊施設における特別徴収義務者として登録しましたので、同項の規定により通知します。		
特別徴収義務者	氏 名（名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名）	
	住 所 （ 所 在 地 ）	
施 設	宿 泊 施 設 の 名 称 又は氏名（名称及び代表者の氏名）	
	所 在 地	
	施 設 番 号	
備 考		



宿 泊 税 特別徴収義務者証票

宿泊税条例に定める特別徴収義務者であることを証する。

宮城県知事

Accommodation Tax Special Collection Agent Certificate

I hereby verify the manager of the following facility as an Accommodation Tax Special Collection Agent as designated by the Ordinance for Accommodation Tax.

Governor of Miyagi Prefecture

施設番号



Facility Number

様式第 5 号

受付印

宿泊税特別徴収義務者登録事項変更届出書		
年 月 日		
宮城県 県税事務所長 殿		
特 別 徴 収 義 務 者	氏 名（名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名）	
	住 所（所 在 地） 電 話 番 号	
宿泊税条例第10条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。		
施 設	宿 泊 施 設 の 名 称 又 は 氏 名（名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名）	
	所 在 地	
	施 設 番 号	
変 年 月 日	更 日	年 月 日
変 更 事 項		特別徴収義務者・宿泊施設の営業許可等を受けた者・施設・共同事業者・書類送付先・口座情報・その他（ ）
内 容	変 更 前	
	変 更 後	

※ 変更事項が「特別徴収義務者」以外の場合は、その内容を証する書類を添付してください。

受付印

宿泊税経営休止・再開・廃止届出書

年 月 日

宮城県 県税事務所長 殿

特 別 徴 収 者 義 務 者	氏 名（名 称 及 び 代表者の氏名）	
	住 所（所在地） 電 話 番 号	

宿泊税条例第10条第9項・第10項・第11項の規定により、次のとおり届け出ます。

施 設	宿 泊 施 設 の 名 称 又は氏名（名称及 び代表者の氏名）	
	所 在 地	
	施 設 番 号	
	届 出 区 分	☐ 休止 ☐ 再開 ☐ 廃止

休 止 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで (未 定)
---------	------------------------------

再 開 年 月 日	年 月 日
-----------	-------

廃 止 年 月 日	年 月 日
-----------	-------

※ 該当する事項のみ記載してください。



宿泊税特別徴収義務者証票再交付申請書		
年 月 日		
宮城県 県税事務所長 殿		
宿泊税特別徴収義務者証票を亡失したため、宿泊税条例施行規則第 5 条第 1 項の規定により、再交付を申請します。		
特 別 徴 収 義 務 者 (申 請 者)	氏 名 (名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名)	
	住 所 (所 在 地) 電 話 番 号	
施 設	宿 泊 施 設 の 名 称 又 は 氏 名 (名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名)	
	所 在 地	
	施 設 番 号	

受付印

宿泊税納入申告書

年 月 日

宮城県 県税事務所長 殿

特 別 徴 収 義 務 者	氏 名（名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名）	
	住 所（所 在 地） 電 話 番 号	

宿泊税条例第11条第 1 項又は第 2 項の規定により、次のとおり申告します。

施 設	宿 泊 施 設 の 名 称 又 は 氏 名（名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名）	
	所 在 地	
	施 設 番 号	

年 月宿泊分	区 分	宿 泊 数	税 率	税 額
	課 税 対 象	泊	300円	円
	課 税 対 象 外	泊		

年 月宿泊分	区 分	宿 泊 数	税 率	税 額
	課 税 対 象	泊	300円	円
	課 税 対 象 外	泊		

年 月宿泊分	区 分	宿 泊 数	税 率	税 額
	課 税 対 象	泊	300円	円
	課 税 対 象 外	泊		

- 1 課税対象及び課税対象外の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された書類（「宿泊税月計表」等）を添付してください。
- 2 登録義務免除対象宿泊施設を除き、申告すべき宿泊税額が 0 円の場合も申告書を提出してください。

受付印

宿泊税に係る特例承認申請書

年 月 日

宮城県 県税事務所長 殿

特 別 徴 収 義 務 者	氏 名（名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名）	
	住 所（所 在 地） 電 話 番 号	
宿泊税条例施行規則第 6 条第 3 項の規定により、次のとおり申請します。		
施 設	宿 泊 施 設 の 名 称 又 は 氏 名（名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名）	
	所 在 地	
	施 設 番 号	
	経 営 開 始 日	
特例適用開始を希望する対象月		年 月 分 （ 月 末 日 納 期 分 ） 以 降
申告等の状況	期 間	（ 年 月 1 日 から 年 月 末 日 ま で ） か 月 間（①）
	納入すべき金額の 合 計 額	円（②）
	納入すべき金額の 合 計 額 を 月 数 で 除 し た 金 額	円（②÷①）
	特例承認の取消し	無 ・ 有（ 年 月 日 ）
	加 算 金 の 決 定	無 ・ 有（ 年 月 日 ）
	県税に係る徴収金 の 滞 納	無 ・ 有

宿泊税に係る特例承認等通知書		
		第 年 月 日 号
氏名（名 称）		
様		
宮城県 県税事務所長 印		
年 月 日付けで申請された、宿泊税納入申告書の提出期限及び宿泊税の納入期限の特例について、次のとおり承認・不承認・取消しとしましたので、宿泊税条例施行規則第6条第4項の規定により通知します。		
特 別 徴 収 義 務 者	氏名（名称及び代表者の氏名）	
	住 所 （所在地）	
施 設	宿泊施設の名称 又は氏名（名称及び代表者の氏名）	
	所 在 地	
	施 設 番 号	
処分の内容		1 承認します。 年 月分（ 月末日納期分）に係る申告から適用しました。 2 不承認とします。 （理由） 3 承認を取り消します。 （理由）

- 1 一度適用を受けた方は、承認が取り消されない限り再度の申請手続は必要ありません。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- 3 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この処分について審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

受付印

宿泊税還付（納入義務免除）申請書											
宮城県 県税事務所長 殿											
特別徴収 義務者		氏名（名称及び 代表者の氏名）									
		住所（所在地）									
		電話番号									
宿泊税条例第12条第1項の規定により、宿泊税の還付（納入義務の免除）を申請します。											
施設		宿泊施設の名称又は 氏名（名称及び代表 者の氏名）									
		所在地									
		施設番号									
申請区分				還付・納入義務の免除							
還付又は納入義務の免除 を受けようとする年月分				年 月 宿泊分							
課税対象となる宿泊数				泊							
納入すべき税額				円							
還付又は納入義務の免除 を受けようとする宿泊数				泊							
還付又は納入義務の免除 を受けようとする税額				円							
納入すべき税額のうち既に納入 した税額				円							
申請理由											
口座情報 （還付の場合）				支店名等		銀行				支店	
				口座名義 人（カナ）							
				口座種別		普通・当座・（ ）					
				口座番号							

1 この申請書には、宿泊税の還付又は納入義務の免除を受けようとする理由を証する書類を添付してください。

2 還付が発生した場合は、口座情報欄に記入の口座に振り込みます。

様式第12号

宿泊税の還付（納入義務免除）申請に係る通知書		
氏名（名 称） 様		第 年 月 日 号
宮城県		県税事務所長 印
年 月 日付けで申請された宿泊税の還付（納入義務の免除）について、次のとおり決定したので、宿泊税条例第12条第4項の規定により通知します。		
施 設	宿泊施設の名称 又は氏名（名称及び代表者の氏名）	
	所 在 地	
	施 設 番 号	
還付又は納入義務の免除を受けようとする年月分	年 月 宿泊分	
還付又は納入義務の免除を受けようとする宿泊数	泊	
還付又は納入義務の免除を受けようとする税額	円	
還付又は納入義務免除を する 宿 泊 数	泊	
還付又は納入義務免除を する 税 額	円	
決 定 の 理 由		
備 考		

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

宿泊税更正・決定・加算金決定通知書兼徴収金納額告知書												
氏名（名 称） 様										第 年 月 号		
										宮城県 県税事務所長 印		
地方税法第733条の16・第733条の18・第733条の19の規定により、次のとおり更正・決定・加算金決定したので通知します。 なお、不足金額③及び加算金額⑥は、同封の納入書で指定納期限までに、納入書に記載した場所に納めてください。												
年度	更正・決定期間	年 月 日から		年 月 日まで		指定納期限	年 月 日		決定年月日		年 月 日	
月 別	本 税					加 算 金					納入(納付)すべき額 ③+⑥ (円)	
	更正・決定額		既に納入の確定した額 ② (円)	差引増減税額 ①-② ③ (円)	申告書提出期限 申告書提出年月日	区分	基 礎 と なる税額 (円)	率	決定額 ④(円)	既に納付の確定した額 ⑤ (円)		差引増減額 ④-⑤ ⑥ (円)
	課税標準となる 宿泊数 (泊)	税額 ① (円)										
合 計												

- 1 延滞金は、申告納入すべきであった納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6％（この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3％）の割合（平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1％の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3％の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6％の割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3％の割合を加算した割合とし、年7.3％の割合にあっては当該特例基準割合に年1％の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3％の割合を超える場合には、年7.3％の割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1％の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3％の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6％の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3％の割合を加算した割合とし、年7.3％の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1％の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3％の割合を超える場合には、年7.3％の割合）とします。）を乗じて計算した金額となります。ただし、延滞金の全額が1,000円未満のときは納める必要はありません。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。
- 3 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。